

航路標識 の設置方法



第十一管区海上保安本部

まえがき

航路標識は、海上において船舶が安全かつ能率的に航行するため、常に自船の位置と目的地の位置関係を確認し、危険な障害物を避け、安全な針路を把握するための指標とする航行援助施設をいいます。

この航路標識については、その設置する目的や規模によって、海上保安庁が設置するものと、海上保安庁以外の者が自己の行う事業のために設置するものがあります。このうち海上保安庁以外の者が設置する航路標識には、一定の施設・性能基準を満たし海上保安庁長官の許可を受けた航路標識（**許可標識** 注1）と、この施設・性能基準に満たない小規模な航路標識（**簡易標識** 注2）の2つに分けられます。

これら許可標識又は簡易標識は、その多くが海上における工事・作業を実施したり、漁業施設その他の構造物を設けたときなどに、その施設等の保全を図り、かつ付近を航行する船舶の安全を確保するため、当該工事・作業海域や構造物を明示する航路標識として設置されていますが、例えば、工事区域を明示するときは黄色の単閃光、可航水域の右舷限界付近の構造物を明示するときは赤色の単閃光や群閃光を用いなければならないといったように、海上保安庁が設置する航路標識と同様に、それぞれの設置場所や明示する目的によって、「標識の塗色」や「標識灯火の色」、「光り方」が国際ルール等で定められています。

したがって、許可を必要としない簡易標識と言えども、その色や光り方（灯質）が、定められたルールに則って設置されていないと、航海者の誤認を招き、海難事故を誘発するおそれがありますので、海上保安庁では、その設置状況の把握と必要な指導を行っているところです。

このパンフレットは、許可標識又は簡易標識を設置しようとする起業者その他の方々に、標識の塗色や灯火の色、光り方など、それぞれの設置目的に応じた正しい標示を行っていただきますよう、その基本ルール、設置例、許可申請、届出の方法等について、その概要を説明したものとなっていますので、航路標識を設置される方々の指針としてお使いいただければ幸いです。

注1) **許可標識**：航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条ただし書きの規定により許可を受けた航路標識をいう。

注2) **簡易標識**：航路標識の許可申請要領、審査基準及び標準処理期間について(平成6年保灯監第224号)に定める施設・性能基準に満たない簡易な航路標識をいう。

防波堤灯台の基本ルール

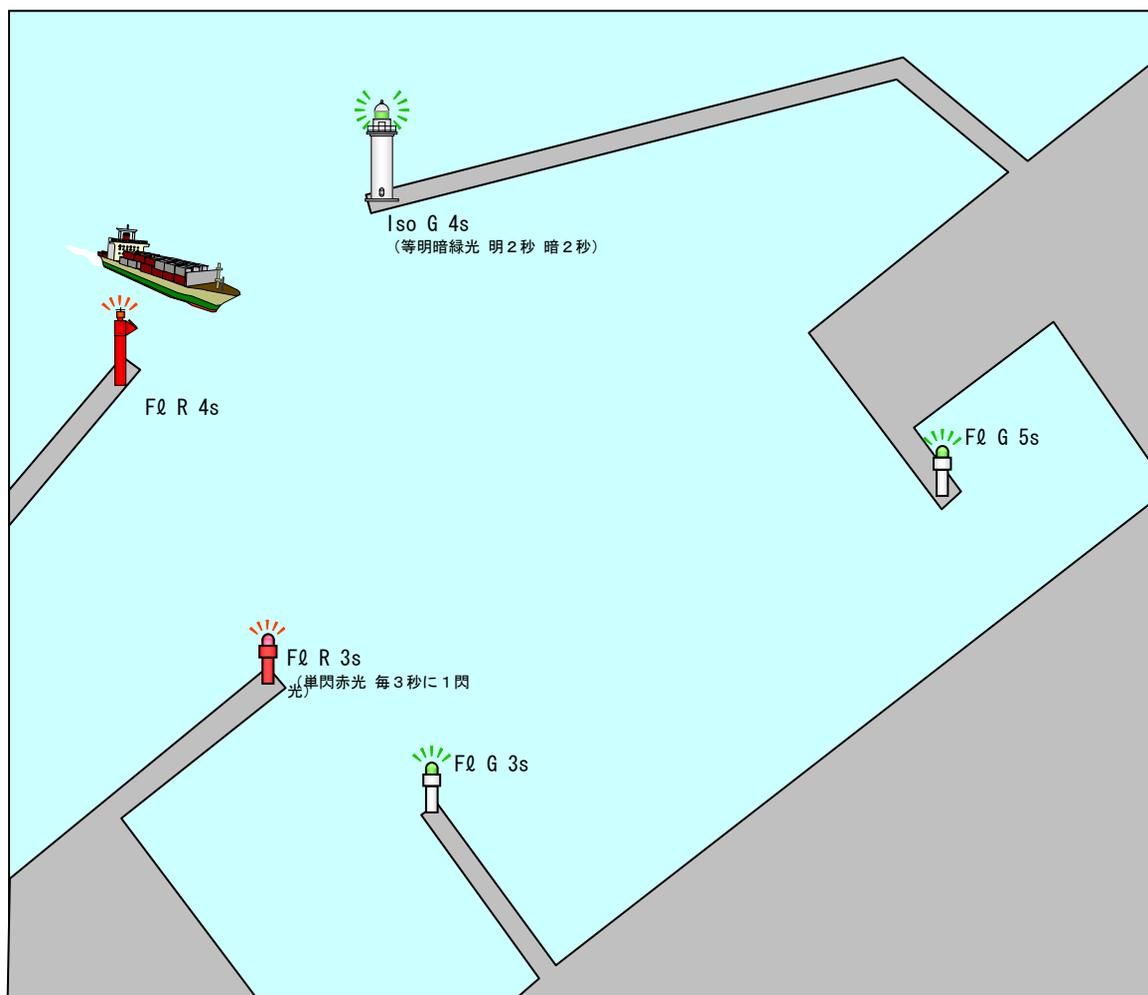
完成した防波堤先端を標示するとき

港に入港する船舶に対し、左げん側の防波堤先端を標示するときは「左げん標識」、右げん側の防波堤先端を標示するときは「右げん標識」を設置します。

※近傍の航路標識と同一とならないように灯質（灯色と光り方）を選びます。

	左げん標識	右げん標識
塗 色	白	赤
灯 色	緑	赤
光り方	毎3～5秒に1閃光 または 群閃光・等明暗光	毎3～5秒に1閃光 または 群閃光・等明暗光

設置例



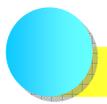
灯浮標、灯標、浮標及び立標の基本ルール

灯浮標（ブイ）や灯標のような海上に設置される航路標識の意味・様式などは「浮標式」として定められ世界的に統一されています。

我が国においても、「浮標式を定める告示」（昭和58年海上保安庁告示第131号）によって、浮標式の基本ルールが定められ、全国的に統一された標識の設置により船舶の安全な航行が守られています。

浮標式の主な特長

- ▶ 浮標式では、昼間は「塗色」や「トップ・マーク（頭標）」により、夜間は「灯火の色と光り方(灯質)」により標識の意味が容易に判別できるようになっています。
- ▶ 昼間は、標体の塗色及びトップ・マークが目印です。トップ・マークは、原則として全ての標識に付きます。ただし、側面標識として浮標（無灯火ブイ）は、標体の形状によって判別がつくため付きません。
 - 〔 海域に設置する簡易標識については、付近の他の航路標識の状況等を考慮し混乱を与えない場合は、トップ・マークの取付けは適宜とします。 〕
- ▶ 夜間の灯質(灯色・光り方)は、次のとおり種別ごとに限定します。
 - 緑光・・・側面標識の左げんに使います。
 - 赤光・・・側面標識の右げんに使います。
 - 白光・・・方位標識、孤立障害標識及び安全水域標識に使います。速いリズムは、危険を示し、方位標識及び孤立障害標識に使います。遅いリズムは安全を示し、安全水域標識に使います。
 - 黄光・・・特殊標識に使います。
- ▶ 方位標識は、標識付近の可航水域側を方位により示します。
- ▶ 洲、沈船などは、方位標識、孤立障害標識、左げん標識または右げん標識により示します。
- ▶ 特殊標識は、工事区域などの標示や、気象観測ブイのような特殊な目的に使います。
- ▶ 水路図誌に未記載の新しく発見された砂洲・岩礁や新たに生じた沈船といった危険箇所（新たな障害物）で、船舶航行に重大な影響を及ぼすものについては、方位標識または側面標識（左げん標識、右げん標識）で示します。



我が国における浮標式

昭和58年海上保安庁告示第131号

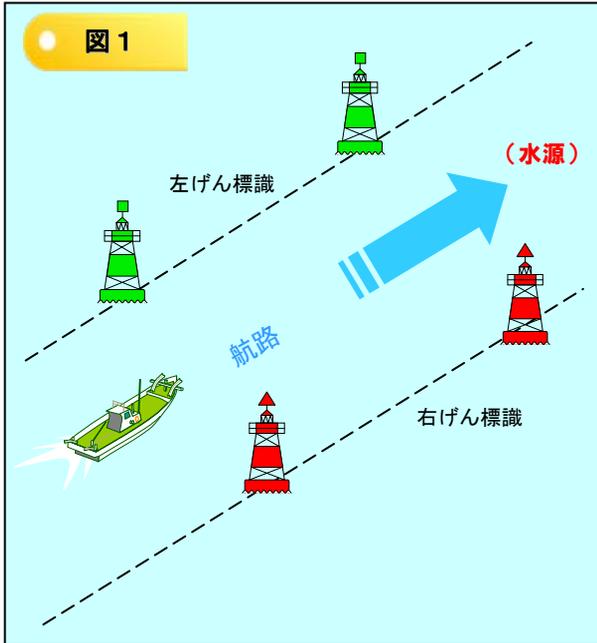
種別	目的	標体	トップ・マーク		図解				灯質	
		塗色	塗色	形状	灯浮標 (灯火ブイ)	浮標 (無灯火ブイ)	灯標	立標	灯色	光り方
側面標識	左げん 標識	緑	緑	円筒形 1個					緑	単閃緑光 (周期は3、4、5秒) 群閃緑光 (毎6秒に2閃光) モールス符号緑光 (A、B、CまたはD) { A、B、Dは8秒以上の周期、 Cは10秒以上の周期とする。 } (例)モールス符号光A 連続急閃緑光
	右げん 標識	赤	赤	円錐形 1個					赤	単閃赤光 (周期は3、4、5秒) 群閃赤光 (毎6秒に2閃光) モールス符号赤光 (A、B、CまたはD) { A、B、Dは8秒以上の周期、 Cは10秒以上の周期とする。 } (例)モールス符号光A 連続急閃赤光
方位標識	北方位 標識	上部黒 下部黄	黒	円錐形 2個 縦掲 (両頂点 上向き)					白	連続急閃白光
	東方位 標識	黒地に 黄横帯 1本	黒	円錐形 2個 縦掲 (底面 対向)					白	群急閃白光 (毎10秒に3急閃光)
	南方位 標識	上部黄 下部黒	黒	円錐形 2個 縦掲 (両頂点 下向き)					白	群急閃白光 (毎15秒に6急閃光と1長閃光)
	西方位 標識	黄地に 黒横帯 1本	黒	円錐形 2個 縦掲 (頂点 対向)					白	群急閃白光 (毎15秒に9急閃光)
孤立障害 標識	小さな障害物を示す。 周りは一般的に通航可能 であるが、あまり近寄りす ぎるのは危険である。	黒地に 赤横帯 1本 以上	黒	球形 2個 縦掲					白	群閃白光 (毎5秒または毎10秒に2閃光)
安全水域 標識	障害物のない海域で、特 に大切なポイント。 例えば航路の中央とか、 港湾の入口等を示す。	赤白 縦しま	赤	球形 1個					白	等明暗白光 (明2秒 暗2秒) モールス符号白光 (毎8秒にA) 長閃白光 (毎10秒に1長閃光)
特殊標識	標識の位置が工事区域等の 特別な区域の境界であるこ とを示す。	黄	黄	X形 1個					黄	単閃黄光 (周期は3~5秒が適当) 単閃黄光 (毎20秒に5閃光) モールス符号黄光 (AとUを除く。周期は8~10秒が適当)

(注)

- ▶ 上記に掲げるほか、例外的なものとして特定標識があります。
- ▶ 航路及び標識の左側(右側)とは、水源に向かって左側(右側)をいいます。
- ▶ 急閃光とは、1分間に50回の割分で光を連発するのをいいます。
- ▶ 長閃光とは、閃光時間が2秒のものをいいます。

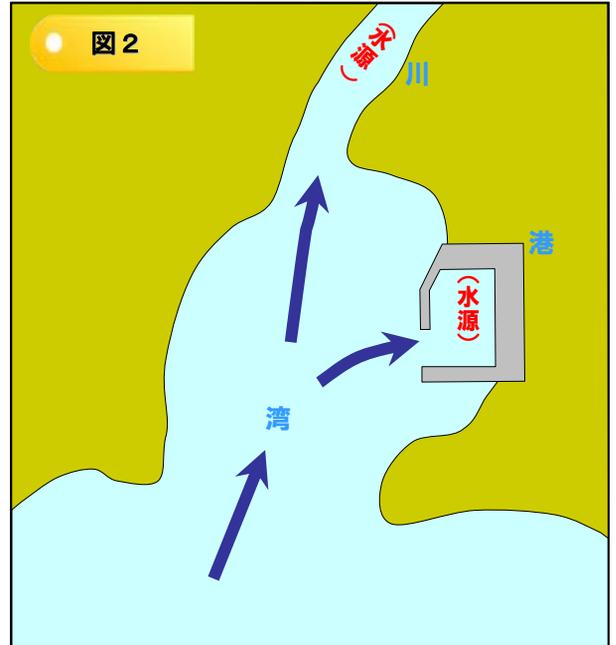
水源とは

左げん・右げん標識という場合の左右は、船舶の進行方向によって異なりますから、基準を決める必要があります。それが「水源」です。水源に向かって左が左げん、右が右げんとなります。



港・湾・河川の水源地

港・湾・河川及びこれに接続する水域の水源地は、図2のとおり港もしくは湾の奥部または河川の上流です。



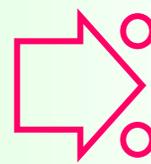
沿岸における水源

わが国の沿岸における水源は、図3のとおり沖縄県与那国島です。



海図の中で水源の方向を示すマーク

海図の中では、水源の方向が紛らわしい場合



のシンボル・マークによりその方向を示します。

側面標識は2種類です

左げん標識は緑

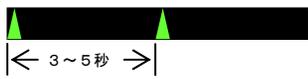
右げん標識は赤

左げん標識は、航路又は可航水域の水源に向かって左側の端を示します。

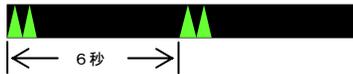
塗色は緑色で、緑色円筒形のトップマークが付きます。ただし、円筒形の浮標（無灯火ブイ）は、形状で判断が付くため、トップマークは付きません。

灯色は緑色です。

灯質・単閃緑光（周期は、3、4及び5秒）

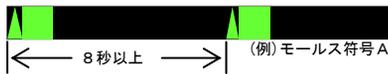


群閃緑光（6秒に2閃光）

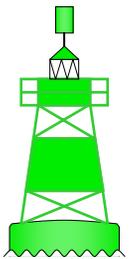


モールス符号緑光

〔A、B、C及びD（周期はA、B及びDにあっては8秒以上、Cにあっては10秒以上）〕



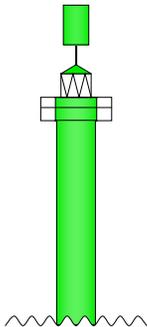
連続急閃緑光



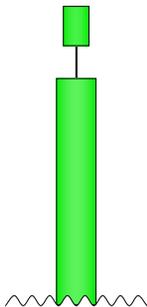
燈浮標（灯火ブイ）



浮標（無灯火ブイ）



燈標



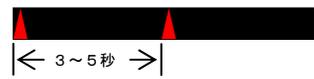
立標

右げん標識は、航路又は可航水域の水源に向かって右側の端を示します。

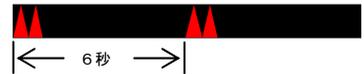
塗色は赤色で、赤色円すい形のトップマークが付きます。ただし、円すい形の浮標（無灯火ブイ）は、形状で判断が付くため、トップマークは付きません。

灯色は赤色です。

灯質・単閃赤光（周期は、3、4及び5秒）



群閃赤光（6秒に2閃光）



モールス符号赤光

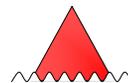
〔A、B、C及びD（周期はA、B及びDにあっては8秒以上、Cにあっては10秒以上）〕



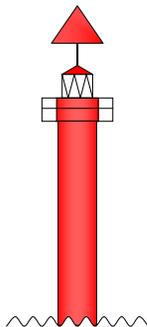
連続急閃赤光



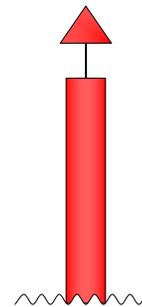
燈浮標（灯火ブイ）



浮標（無灯火ブイ）



燈標



立標

水源



※ 新たな危険物を標示する場合の灯質は、毎3～5秒に1閃光を使います。

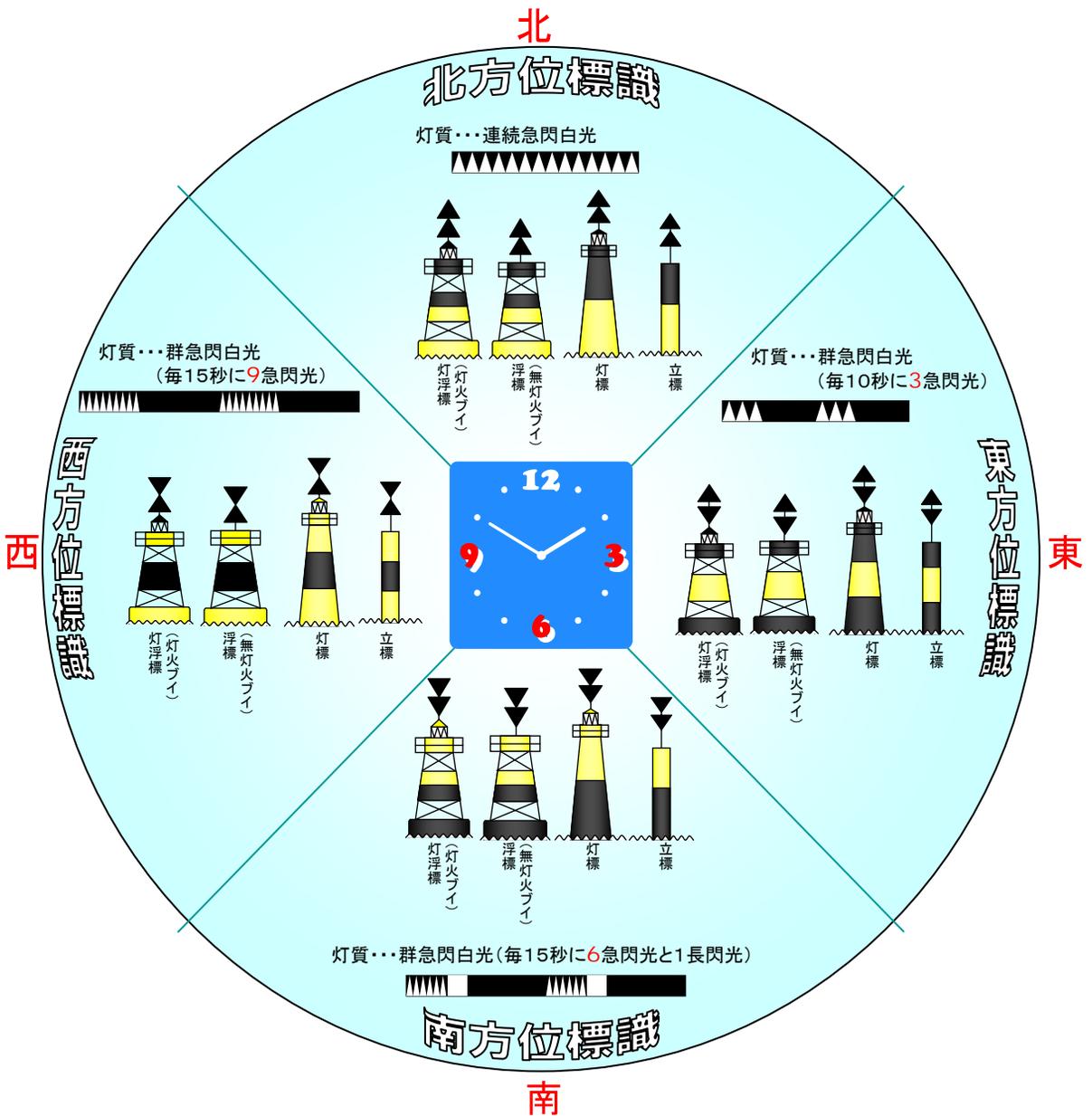
方位標識は4種類です

方位標識は、次のとおり北方位標識・東方位標識・南方位標識・西方位標識の四つの種類があります。

方位標識は、例えば北方位標識の場合、その標識の北方に可航水域または航路の出入口・屈曲点・分岐点・合流点があることを示し、その南方に岩礁・浅瀬・沈船などの障害物があることを示します。

方位標識は、昼間にあつては、黒と黄で標体の塗り分け及び黒色円すい形トップ・マーク2個の組合せにより、また、夜間にあつては、急閃白光の光り方によって、その標識のどの方角に可航水域などが存在することを示します。

この標識を利用する場合には、コンパスにより正確な方角を知るほか、海図により標識付近の状況を知る必要があります。



安全水域標識の塗色は赤白です

安全水域標識は、障害物のない海域で、特に大切なポイント、例えば航路の中央線とか港湾の入口などを示します。

塗色は赤白縦しまで、トップ・マークは赤色球形1個です。

灯色は白で、光り方は等明暗光、モールス符号A（・ー）または長閃光（毎10秒に1閃光）のいずれかです。

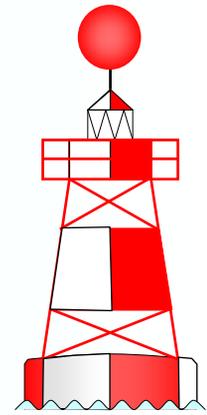
灯質・等明暗白光（明2秒 暗2秒）



モールス符号白光（毎8秒にA）



長閃白光（毎10秒に1長閃光）



灯浮標（灯火ブイ）の例

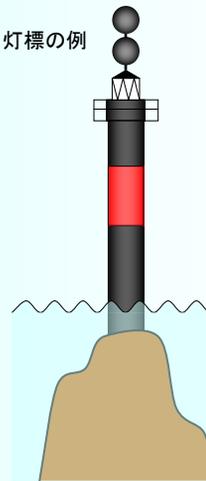
孤立障害標識の塗色は黒赤です

孤立障害標識は、小さな障害物を示します。周りは一般に通行可能ですが、あまり近寄りすぎるのは危険です。

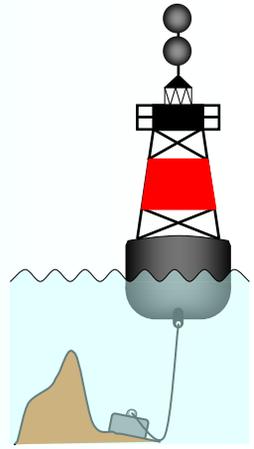
塗色は、黒地に赤の横帯が1本以上です。トップ・マークは、黒色球形2個です。

灯色は白で、光り方は群閃光（毎5秒または10秒に2閃光）に統一されています。

灯標の例



灯浮標（灯火ブイ）の例



灯質・群閃黄光（毎5秒に2閃光または毎10秒に2閃光）



黄は特殊標識です

特殊標識は、工事区域・土砂捨場・パイプラインなどの標示及び海洋データ収集施設のような特定の目的のために使います。

塗色は、黄色で、トップ・マークは黄色X形1個です。

灯色も黄です。光り方は、単閃光、群閃光（毎20秒に5閃光）またはモールス符号光（AとUを除く。）いずれかです。

灯質・単閃黄光（周期は、3～5秒が適当）

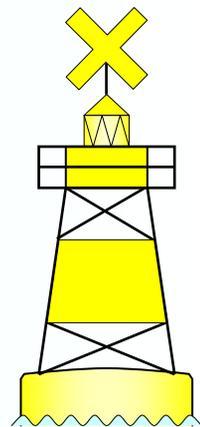


※工事区域、港堤など複数の標識で示す場合は単閃黄光を使います。

単閃黄光（毎20秒に5閃光）



モールス符号黄光（AとUを除く。周期は8～10秒が適当）



灯浮標（灯火ブイ）の例

港の航路を標示するとき

港内側に向かって、航路の左側限界を標示するときは「左げん標識」、航路の右側限界を標示するときは「右げん標識」を設置します。

	左げん標識	右げん標識
塗 色	緑	赤
灯 色	緑	赤
光り方	毎3～5秒に1閃光 (または群閃光)	毎3～5秒に1閃光 (または群閃光)

設置例

航路を灯浮標(ブイ)で標示するとき

海上に航路標識を設置した場合は標体に、管理者名及び連絡先を明記してください。



リーフ切り航路を灯標で標示するとき

(簡易標識による設置例)

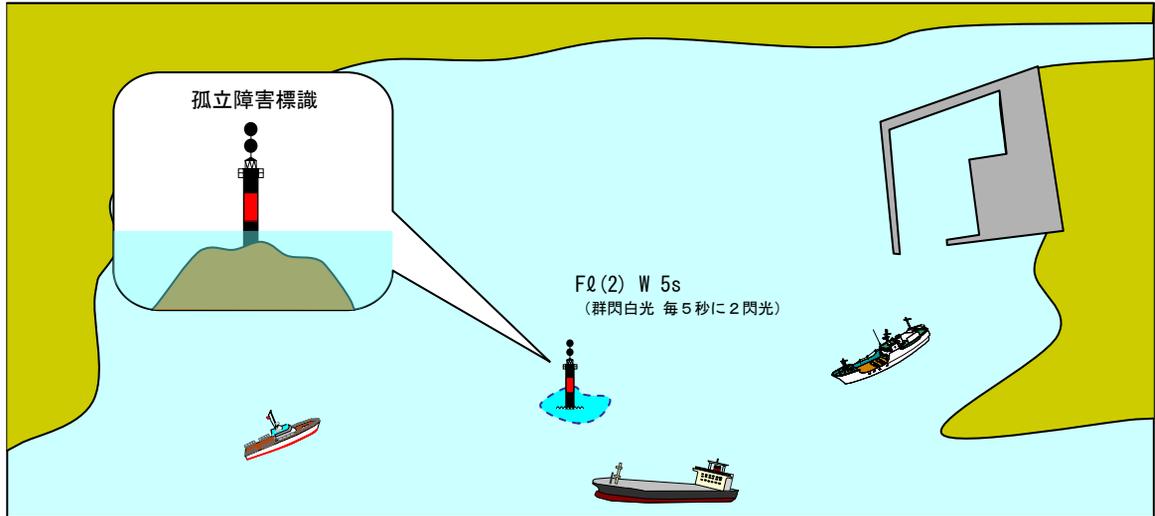


可航水域内の暗礁など危険な障害物を標示するとき

船舶が航行する水域内の暗礁など危険な航路障害物の存在を標示するときは、その障害物上または接近箇所に「孤立障害標識」を設置します。

孤立障害標識	
塗色	黒地に赤横帯1本以上
灯色	白
光り方	毎5秒に2閃光 または 毎10秒に2閃光

設置例

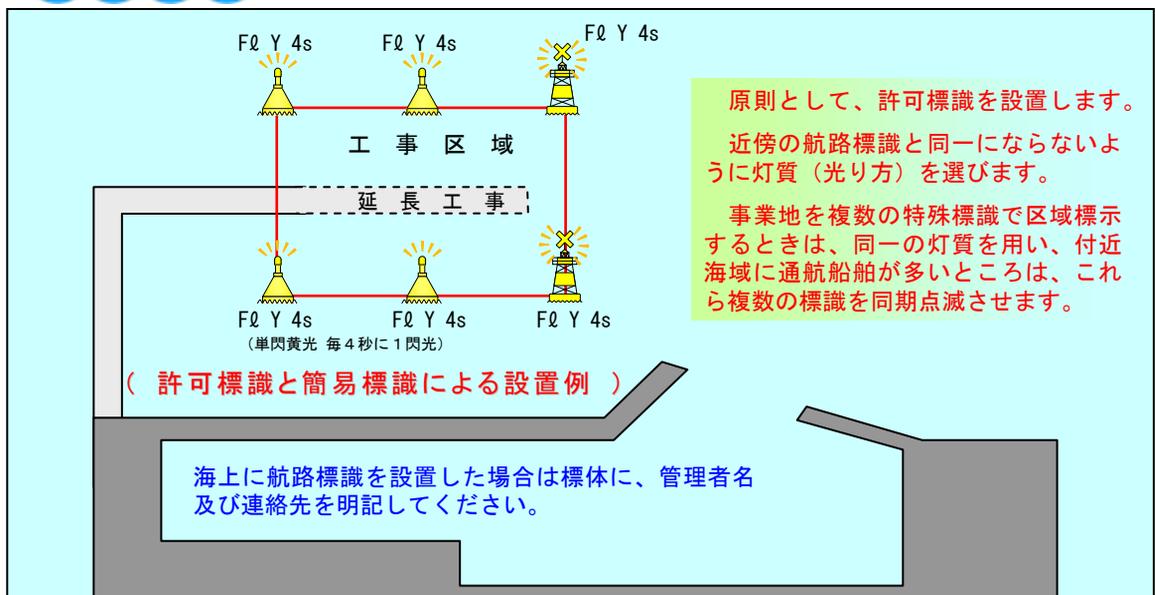


防波堤延長工事の区域を標示するとき

港の防波堤を延長する工事区域を標示するときは、その工事区域を「特殊標識」で囲みます。

特殊標識	
塗色	黄
灯色	黄
光り方	毎3～5秒に1閃光

設置例



工事・作業や区画漁業などの区域を標示するとき

工事・作業、区画漁業の区域及び大規模な漁業施設の区域を標示するときは、付近通航船舶がその区域を明確に把握できるように「複数の特殊標識」で囲みます。

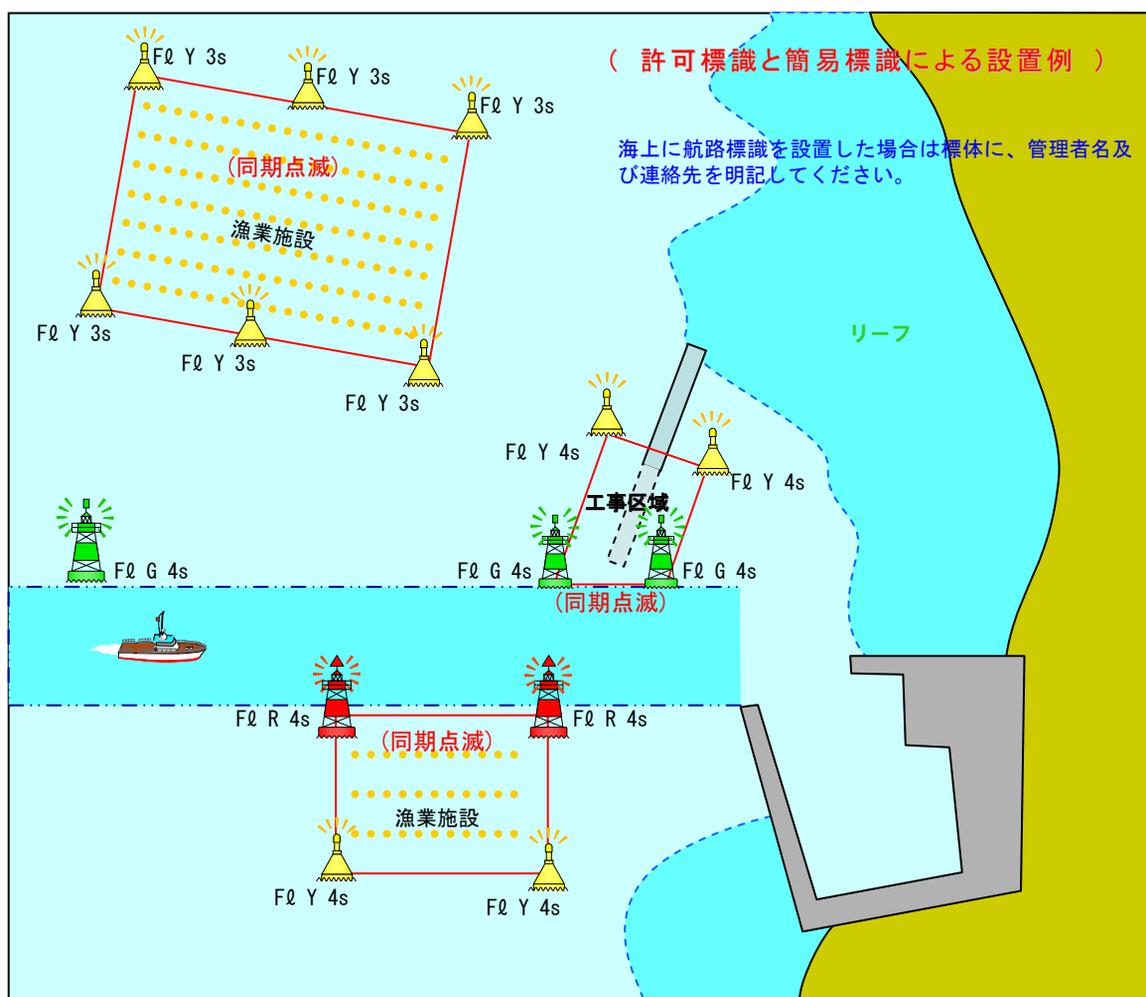
また、これら区域が船舶の出入りする航路(水路)に接したり、航路(水路)の一部まで及ぶときは航路(水路)側のみ「左げん標識」または「右げん標識」を設置して可航限界を標示します

近傍の航路標識と同一にならないように灯質(光り方)を選びます。

事業地を複数の特殊標識で区域標示するときは、同一の灯質を用い、付近海域に通航船舶が多いところは、これら複数の標識を同期点滅させます。

	左げん標識	右げん標識	特殊標識
塗色	緑	赤	黄
灯色	緑	赤	黄
光り方	毎3～5秒に1閃光	毎3～5秒に1閃光	毎3～5秒に1閃光

設置例

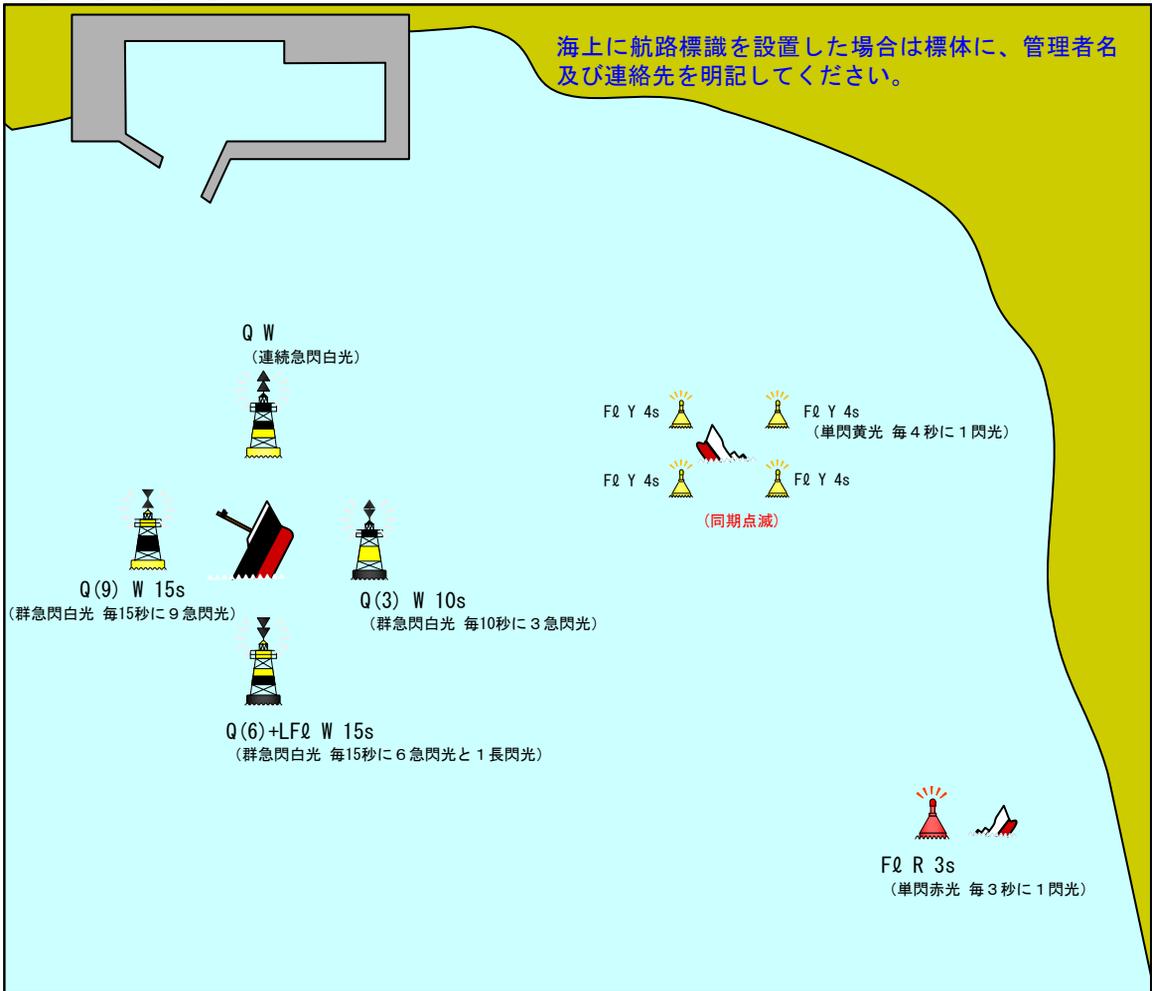


沈船など新たな障害物を標示するとき

海難による沈船など可航水域内に新たな障害物が発生したときは、原則としてその区域を「方位標識」により標示します。

	北方位標識	東方位標識	南方位標識	西方位標識
灯色	白	白	白	白
光り方	連続急閃光	毎10秒に 3急閃光	毎15秒に 6急閃光と1長閃光	毎15秒に 9急閃光

設置例



沈船など新たな障害物が小さいときは、障害物上またはその近接箇所に「特殊標識」を設置し、同一の灯質（光り方）を用い、付近海域に通航船が多いところは、その区画の複数の標識を同期点滅させます。

沈船など新たな障害物が可航水路の側端部に位置するときは、新たに可航水路の限界となる箇所に「左げん標識」または「右げん標識」を設置します。

	特殊標識	左げん標識	右げん標識
塗色	黄	緑	赤
灯色	黄	緑	赤
光り方	毎3～5秒に1閃光	毎3～5秒に1閃光	毎3～5秒に1閃光

海上構造物等を標示する灯火の基本ルール

浮魚礁施設、波浪観測施設等を標示するとき シーバース、掘削施設を標示するとき

単一の漁業施設や波浪観測施設などの海上構造物の存在を標示するときは、その構造物に「灯火」を設置します。

一般的に、航路標識とは、灯火及び構造物を含む施設をいいますが、この場合は、「灯火」のみが航路標識となります。

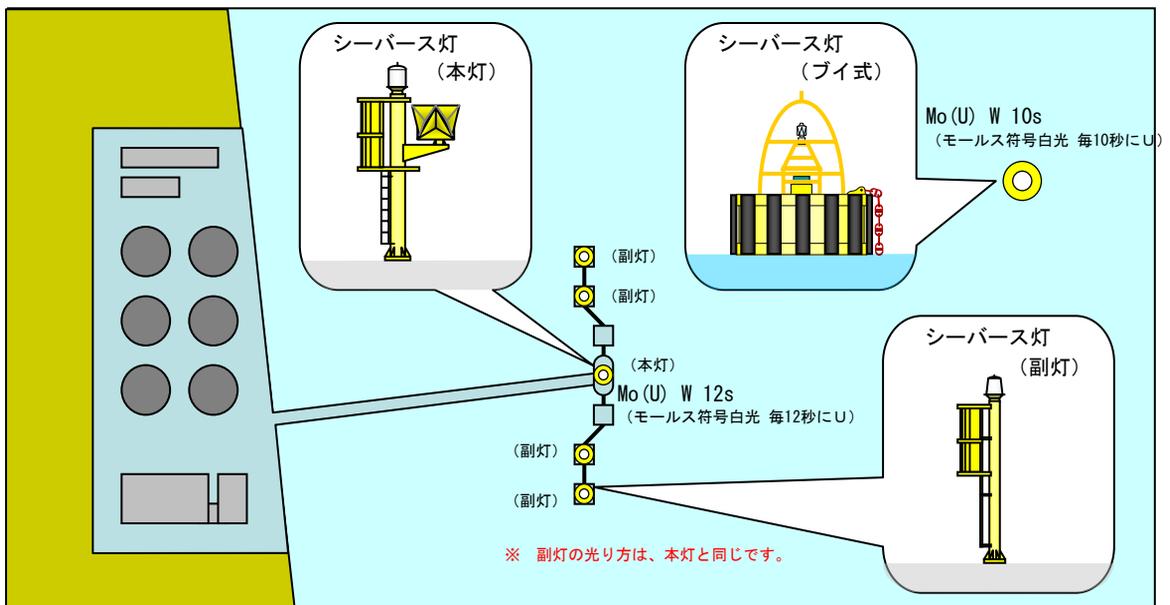
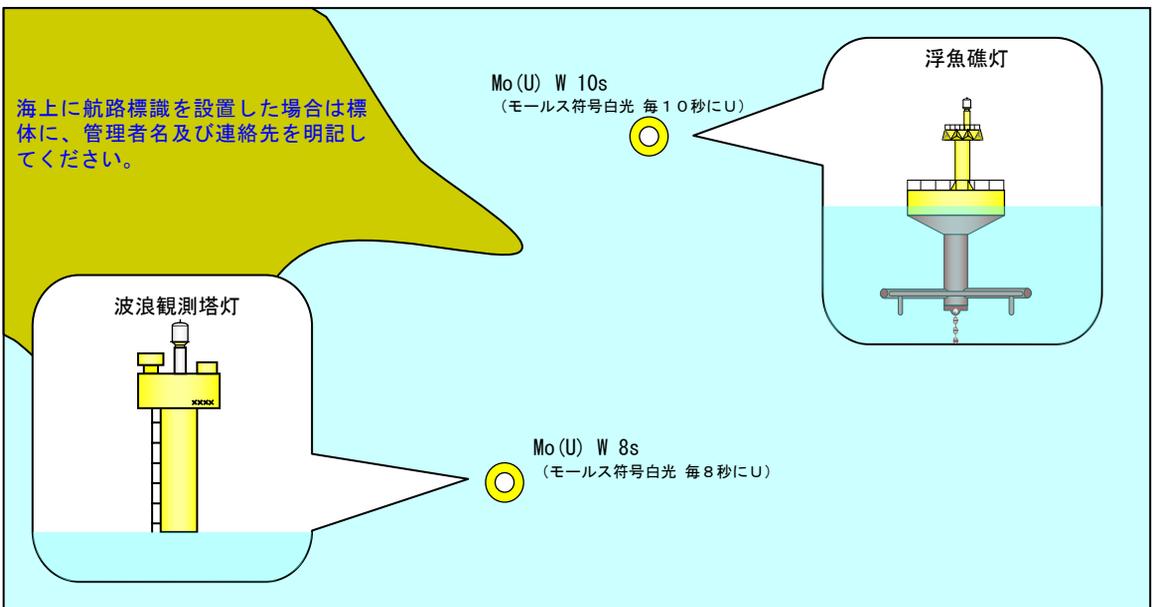
灯色	原則として白
光り方	モールス符号光U（・・・） （周期8～15秒）

原則として、許可標識を設置します。

近傍の航路標識と同一にならないように灯質（光り方）を選びます。

シーバース（ブイ式）本体、係留用ブイ等その形状が浮標と類似する構造物は、塗色を黄色にします。

設置例



海上橋梁を標示する灯火の基本ルール

海上架橋の存在と橋梁下の可航水路を標示するとき

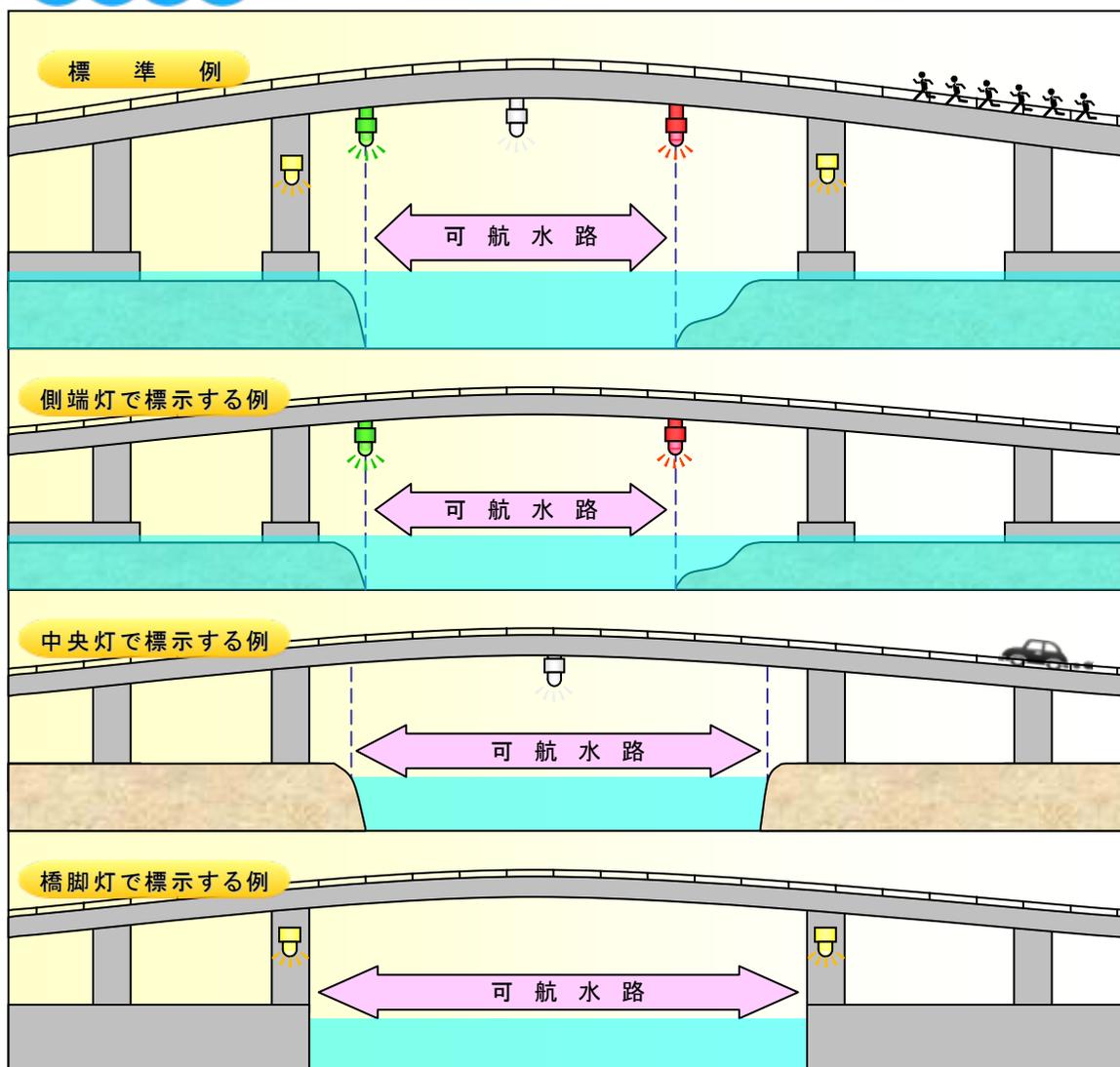
可航水域上に橋梁を架設したときは、当該海上架橋の存在と橋梁下の可航水路を標示するための「橋梁標識」を設置します。この橋梁標識のうち、灯火によるものを「橋梁灯」、昼標板によるものを「橋梁標」といいます。

橋梁灯で標示する場合、橋脚間の一部が可航水路、または航路になっているときは、左右の各可航限界上の橋梁に「左側端灯(緑)」及び「右側端灯(赤)」を設置します。また、橋梁の中央に「中央灯(白)」を設置する場合があります。

橋脚間の全部が可航水路になっているときは、水路を含む橋脚に「橋脚灯」を設置します。

	左側端灯	右側端灯	中央灯	橋脚灯
灯色	緑	赤	白	黄
光り方の一例	等明暗光 単閃光 不動光	等明暗光 単閃光 不動光	不動光 等明暗光	不動光 単閃光

設置例



標識灯火の灯質(灯色と光り方)と光度の選び方

灯質(灯色と光り方)の選び方

- ▶ 航路標識の種別ごとに定められた灯質(灯色と光り方)の中から、近傍の航路標識と紛らわしくないものを選びます。
- ▶ 「単閃光」で最も視認しやすいのは「3秒に1閃光」です。
- ▶ 一つの区域を複数の標識で標示するときは、それらの標識を「同期点滅」させると視認効果が倍増します。

光度の選び方

- ▶ 航路標識は、一般に設置環境が悪いため、潮風などにより標識の風防ガラスやレンズが汚れるため、灯器の製品カタログ等に記載されている光度(カンデラ[cd])が減光します。
- ▶ 標識の設置にあたっては、このような状況を踏まえ、その設置海域付近を航行する船舶の通航実態を十分把握して、必要な光達距離(標識灯火の見える距離)を有する光度を選定しなければなりません。
- ▶ 下の表は、標識灯火の光度(実効光度)に対応する光達距離を表したものです。
- ▶ 航路標識の設置場所、付近海上交通の安全を考慮し、必要な光度を有するものを選ぶことが大切です。

実効光度 (cd)	5.0	9.1	15.2	24.1	36.6	53.8	77.2
光達距離 (海里)	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0

標識設置にあたっての留意点

- ▶ 航路標識を設置しようとする際は、期間に余裕をもって(概ね2~3か月前)、設置場所の立地条件、標識の規格の選定等について、十分検討を行い、第十一管区海上保安本部(航行援助課)又は石垣海上保安部(交通課)に相談しましょう。
- ▶ 実際に、設置する際には、設置海域を管轄する第十一管区海上保安本部(航行援助課)又は石垣海上保安部(交通課)に事前に連絡しましょう。
- ▶ 簡易標識は小規模であるため、許可の対象外となっておりますが、設置海域の状況変化等により標識機能を向上(光力の増大、施設の大型化等)する必要がある場合は、許可標識への移行を図りましょう。
- ▶ 設置後、標識機能を正常に維持するため、障害及び故障時に対応できる十分な予備品を備えるとともに、標識の監視体制の確保に努めましょう。
- ▶ 標識に使用する灯器は、信頼性の高い(財)日本航路標識協会の型式認定を受けたものを使用しましょう。

一定基準以上の航路標識を設置するときは「許可」が必要です

▶ 海上の工事・作業区域、漁業施設、海上構造物などを標示するために設置しようとする航路標識の規模や性能が、航路標識法（昭和24年法律第99号）に基づく施設・性能基準を満たすときは、海上保安庁の許可を受けてください。

▶ 「許可」を要する航路標識施設の基準は概ね次のとおりです。

種 別	意 味	実効光度	構造等
灯 台	陸岸や防波堤などに設置し、岬や港口を示す光を発する構造物	15カンデラ以上	堅牢で十分な昼標効果を有するもの
灯 標	岩礁や浅瀬などに設置し、危険な障害物を示す光を発する構造物	15カンデラ以上	堅牢で十分な昼標効果を有するもの
灯浮標	危険な障害物や航路を示す光を発する浮体構造物	15カンデラ以上	十分な波浪性と昼標効果を有するもの
橋梁灯	橋梁に設置し、その橋梁下の航路や可航幅を示す標識灯火	15カンデラ以上	十分な設置強度を有するもの

（注）

「昼標効果」とは、昼間において、その標識の形や色を識別できる機能をいい、「昼標効果を有する」とは、付近航行船舶が十分な安全距離から目標とする標識の形や色を、即ち、その標識の表す意味が判別できる機能があることをいいます。

▶ 航路標識法による「許可」を受けるときは、国土交通省令で定められている申請書類を最寄の海上保安部等（P21「連絡先」参照）へ提出してください。

参 考

▶ 航路標識を設置するときの許可申請に必要な書類（航路標識法施行規則第1条）

- ① 申請書
- ② 理由書
- ③ 航路標識の設置位置及びその付近の状況を示した図面
- ④ 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類
- ⑤ 航路標識の全体を示した側面図
- ⑥ 航路標識の機器の構成を示した図面
- ⑦ 告示要項書
- ⑧ 用品の調書

▶ 許可申請のご相談は、航路標識を設置しようとする期日の概ね2～3ヶ月前を目途に行ってください。

簡易標識を設置した場合は届出をお願いします

簡易標識（光度15カンデラ未満）を設置したときは、次の設置届を第十一管区海上保安本部（航行援助課）又は石垣海上保安部（交通課）に提出願います。

平成 年 月 日		
簡易標識設置届		
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
撤去予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
設置目的	〇〇防波堤の先端明示、〇〇港の入港路明示	
設置場所	〇〇港〇〇防波堤の先端、〇〇港の南方沖〇〇mの海上	
設置者の住所・氏名	〇〇〇〇	
管理者の住所・氏名	〇〇〇〇	
灯器	製造会社名	〇〇〇〇
	規格	〇〇〇〇
	灯色・灯質	単閃黄光毎3秒に1閃光、群閃赤光毎6秒に2閃光
	光度	〇〇カンデラ
	光達距離	〇〇海里
	電源	太陽電池
構造	材質・塗色	プラスチック・黄色
	高さ	基礎から頂部まで 〇〇. 〇m 平均水面から灯火まで 〇〇. 〇m
添付書類	(1) 設置位置図 (2) 灯器等のカタログの写し (3) 設置状況の写真	
備考	事故発生時の連絡先 Tel : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

※記入要領

- (1) 設置者と管理者が異なる場合は、両方記入してください。
- (2) 材質は、ポール材質を記入してください。
- (3) 撤去予定日は、撤去予定日が分かる場合に記入してください。

平成 年 月 日

簡易標識設置届

設置年月日	平成 年 月 日	
撤去予定年月日	平成 年 月 日	
設置目的		
設置場所		
設置者の住所・氏名		
管理者の住所・氏名		
灯器	製造会社名	
	規格	
	灯色・灯質	
	光度	カンデラ
	光達距離	海里
	電源	
構造	材質・塗色	
	高さ	基礎から頂部まで m 平均水面から灯火まで m
添付書類		
備考		

事務所の所在地・連絡先

航路標識の設置等に関する連絡先

事務所	住所	電話
第十一管区海上保安本部 航行援助課	〒900-8547 那覇市港町2-11-1 那覇港港湾合同庁舎7F	TEL : 098-860-3219 FAX : 098-868-8839
石垣海上保安部 交通課	〒907-0013 石垣市浜崎町1-1-8 石垣港湾合同庁舎	TEL/FAX (直通) : 0980-82-4842

その他の所在地・連絡先

事務所	住所	電話
第十一管区海上保安本部	〒900-8547 那覇市港町2-11-1	TEL : 098-867-0118
石垣海上保安部	〒907-0013 石垣市浜崎町1-1-8	TEL : 0980-83-0118
名護海上保安署	〒905-0011 名護市字宮里452-3	TEL : 0980-53-0118
中城海上保安署	〒904-2162 沖縄市海邦町3-45	TEL : 098-938-7118
宮古島海上保安署	〒906-0012 宮古島市平良字西里7-21	TEL : 0980-72-0118
慶佐次ロラン航路標識事務所	〒905-1205 国頭郡東村慶佐次501-1	TEL : 0980-43-3118

お願い

航路標識の消灯など異常があることを発見した方は、118番又は最寄の事務所に連絡してください。



第十一管区海上保安本部

〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1

TEL 098-867-0118

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/>